秋田県産業労働部地域産業振興課関係補助金等交付要綱

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。)第9章第2 節の規定に基づき、秋田県産業労働部地域産業振興課関係補助金等交付要綱を次のように定 める。

(補助事業等及び補助金等の額等)

- 第1 秋田県産業労働部地域産業振興課(輸送機産業振興室含む)関係補助金、負担金、交付金及び利子補給金(以下「補助金等」という。)の交付の対象とする事務又は事業(以下「補助事業等」という。)、補助金等の率又は額、補助事業者及び交付申請書等の提出 先等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。
 - (1) 国税及び地方税に滞納がある者。
 - (2) 秋田県暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団または暴力団員と 密接な関係である者。
 - (3) 補助金等交付申請日、又は補助金等交付決定日の時点で破産、精算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申し立てがなされている者。

(補助金等交付申請書)

- 第2 財務規則第247条に規定する補助金等交付申請書は、様式第1号によるものとする。 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- 3 補助事業者は、前項の補助金等の交付の申請をするに当たって、当該補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金等交付の条件等)

- 第3 補助金等の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について条件を付すものとする。ただし、別表第2に掲げる補助金等については、 条件を別で定める。
 - (1) 補助金等を目的以外に使用しないこと。
 - (2) 次に掲げる場合は予め知事の承認を受けること。
 - ア 総事業費の20%を超える増減がある場合

- イ 補助金等所要額が交付決定額を超える場合
- ウ 補助金等所要額が交付決定額の20%を超える減額となる場合
- エ 補助事業等を中止し、又は廃止する場合
- (3) 次に掲げる場合は予め地域産業振興課長又は輸送機産業振興室長の承認を受けること。
 - ア 補助事業等の内容を変更する場合(前号に該当する場合を除く)
 - イ 補助対象事業費のうち、人件費(報酬を含む)と物件費間で経費配分を変更する場合で、補助対象事業費に占める人件費(報酬を含む)と物件費の割合に20%を超える変更がある場合
 - ウ 補助対象事業費のうち、補助事業者の直接経費と企業等への間接補助金間で経費配 分を変更する場合で、補助対象事業費に占める直接経費と間接補助金の割合に20% を超える変更がある場合
- (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、知事が研究開発コーディネーターを派遣して行う事業に協力すること。
- (6) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- 2 前項(2)の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- (1) 交付条件等変更承認申請書(様式第4号)
- (2) 補助事業等中止(廃止)承認申請書(様式第5号)
- 3 第1項(3)の規定による地域産業振興課長又は輸送機産業振興室長の承認の申請は、 補助事業等変更承認申請書(様式第6号)によるものとし、申請に対する補助事業等変更 承認の通知は、補助事業等変更承認書(様式第7号)によるものとする。
- 4 第1項(4)の規定による知事の指示を受けるときは、補助事業等実施状況報告書(様式第8号)によるものとする。

(交付決定通知等)

第4 財務規則第250条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金等交付決定 通知書(様式第9号)によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の 通知は、補助金等交付決定変更書(様式第10号)によるものとする。

(契約等)

- 第5 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難若しくは不適当である場合は、指名競争に付し又は随意契約によることができる。
- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、知事に届け出なければならない。

(状況報告)

第6 財務規則第253条の規定による補助事業等遂行状況の報告は、補助事業等遂行状況 報告書(様式第11号)により、9月30日までの遂行状況を10月10日までに提出す るものとする。

(実績報告)

- 第7 補助事業者は、補助事業が完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)したときは、その日から起算して15日を経過した日又は別表1に定める提出期限のいずれか早い日までに財務規則第255条に規定する補助事業等実績報告書を、様式第12号により知事に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- (1) 事業実績書(様式第13号)
- (2) 収支精算書(様式第14号)
- 3 補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、当該年度の3月31 日までに前項に準ずる実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。 (補助金の額の確定等)
- 第8 知事は、補助事業者に交付すべき補助金等の額を確定した場合において、既にその額 を超える補助金等が交付されているときは、その超える部分の補助金等の返還を命ずる。
- 2 前項の補助金等の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第9 補助金は前条の規定により交付すべき補助金等の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金等の支払を受けようとするときは、補助金等の 請求は、請求書に請求すべき根拠を証明する書類を添付するものとする。
- 3 財務規則第258条第2項、第3項及び第4項の規定により概算払又は前金払をすることができる補助金等の種類及び限度額等は別表第3に定めるとおりとし、補助金等の概算 払又は前金払を受けようとする補助事業者は、補助金等概算払(前金払)申請書(様式第 15号)に請求書を添えて提出するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第10 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に 係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 第8第2項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(補助金の経理等)

第11 補助事業者は、補助金等に係る経理について、収支の事実に関する証拠書類を整理

し、これらの書類を補助事業等が完了した日が属する年度から、5年間保存しなければならない。

(増改築等の手続)

第12 補助事業者は、補助事業で取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新 又は生産能力、利用規模もしくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、 模様替え等を行う必要が生じた時は、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築(模 様替え)届け(様式第17号)により、知事に届けるものとする。

(財産処分の制限等)

- 第13 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は別表第4に掲げるものとする。ただし、当該補助事業等の完了後同表に定める期間を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。
- 2 財務規則第261条の規定による知事への承認申請は、取得財産目的外処分承認申請書 (様式第16号)によるものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合は、補助事業者に対して、残存簿価、時価評価額又は財産処分により生じる収益(損失補償金を含む。)のいずれか高い金額に、補助率(補助金交付額が事業費に占める割合その他の適切な比率)を乗じて得た額の納付を命じることができる。
- 4 前項の規定は、補助事業者の責めに帰すことができない、やむを得ない事由による財産 処分の場合は、適用しない。
- 5 すでに終了した事業において取得した財産の処分については、なお従前の例による。 (手続きの一部省略)
- 第14 財務規則第263条の規定により、手続の一部を省略することができる補助金等は、 別表第5に定めるとおりとする。

(要領への委任)

第15 この要綱の施行に関し別に定める事項がある場合は要領で定める。

(特例)

- 第16 中小企業BCP実効性確保支援事業費補助金及び被災事業者事業継続支援事業費補助金の事業については、この要綱によらないものとする。
- 2 産学官共同電動化システム研究開発事業費補助金に係る様式第9号及び様式第10号については、この要綱によらないものとする。

附則

- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年7月9日から施行する。
- この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年10月6日から施行する。
- この要綱は、平成20年12月19日から施行する。
- この要綱は、平成21年1月15日から施行する。

- この要綱は、平成21年1月26日から施行する。
- この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成21年7月2日から施行する。
- この要綱は、平成21年9月14日から施行する。
- この要綱は、平成21年12月7日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年10月1日から施行する。
- この要綱は、平成22年10月28日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年5月13日から施行する。
- この要綱は、平成23年6月10日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年7月10日から施行する。
- この要綱は、平成24年10月4日から施行する。
- この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年7月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成27年3月16日から施行する。
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成29年7月6日から施行する。
- この要綱は、平成29年12月22日から施行する。
- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成30年7月13日から施行する。
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和元年6月27日から施行する。
- この要綱は、令和2年2月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年5月28日から施行する。
- この要綱は、令和2年7月22日から施行する。
- この要綱は、令和2年10月8日から施行する。
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年5月1日から施行する。
- この要綱は、令和3年7月6日から施行する。

- この要綱は、令和3年10月7日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年6月22日から施行する。
- この要綱は、令和4年10月6日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年7月6日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年10月7日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年6月20日から施行する。

地域産業振興課関係補助金等の種類等

	也然在未派突体因从情况立分位及专								
補助金等の 名称	補助金等の交付目的		美等の種類	対象経費	補助金等の率 又は額	補助事業者	出期限	実績書及び精算 書提出期限	中胡香寺挺田兀
置事業費補助金	【自動のでは、 ・ は、 ・ は、 、	輸送機産業強化支援事業	支援人材配置事業	左記事業に要する人件 費、共済費、報償費、 旅費、需用費び賃借 料、その他知事が必要 と認めるもの	予算に定める 額以内	公益財団法人あ きた企業活性化 センター	4月1日		輸送機産業振興
マッチング コーディネー	中京圏企業等の部品・加工ニーズの収集及び商談機会の提供等を行うビジネスマッチングコーディネーターを配置することにより、 県内輸送機関連企業の販路開拓・生産拡大を支援する。		ディネータ <i>一</i> 配 置事業	左記事業に要する人件 費、共済費、旅費、役 務費、使用料及び賃借 料、その他知事が必要 と認めるもの	額以内	公益財団法人あ きた企業活性化 センター		日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	輸送機産業振興 室
動化システム 研究開発事業 費補助金	ター等の研究成果を踏まえ、成果 の実装や航空機以外の産業分野へ の展開、専門人材育成の取組に対 して支援する。	究開発事業			の10/10以内		る日	日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	輸送機産業振興室
企業相談事業補助金	県内企業のサポート体制を充実するために移動相談事業、専門家相 談事業を実施し、もって利用者の 利便性の向上を図る。		動相談事業 専門家相談事業	左記事業に要する旅費、燃料費、その他知事が必要と認めるもの 左記事業に要する謝金、旅費、印刷製本費、その他知事が必要と認めるものと認めるもの		公益財団法人あ きた企業活性化 センター		事業完了後15 日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	地域産業振興課

補助金等の 名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率 又は額	補助事業者	出期限	実績書及び精算 書提出期限	申請書等提出先
事業補助金	地域に根ざした産業の育成を図るため、受注開拓のための取引斡旋、商談会開催、展示会への出展支援、営業活動支援など、県内企業の営業力強化や販路開拓に向けた取組を支援する。	販路拡大支援 事業 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	左記事業に要する情報を表現である。 大記事業に要する情報を表現である。 大震の他ののでは、 大記事業に要するのでは、 大記事業に要するのでは、 大記事業に要する。 大記事業に要する。 大記事業が必要がある。 大記事を表現である。 大記を表現である。 大記を表記を表現である。 大記を表記を表現である。 大記を表記を表現である。 大記を表記を表現である。 大記を表記を表記を表現である。 大記を表記を表現である。 大記を表記を表現である。 大記を表記を表現である。 大記を表記を表記を表現である。 大記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記	額以内	公益財団法人あ きた企業活性化 センター		事業完了後15 日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	地域産業振興課
デュース事業	新事業の萌芽のフェーズにおける 共同体の構築や競争的研究資金の 確保を担うとともに県内企業の専 門的な技術相談に対応する研究開 発コーディネーターを配置する。	事業化プロデュース事業	左記事業に要する人件 費、共済費、報償務 旅費、需用費、役賃務 費、使用料及び賃借 料、負担金、その他知 事が必要と認めるもの	額以内	公益財団法人あ きた企業活性化 センター		事業完了後15 日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	地域産業振興課
機関活動費補助金	中小企業を支援する機関の体制を整備し、企業が抱える経営課題の解決に資する各支援施策の円滑な解進を図る。	機関活動補助事業、支援機関等業務管理連携、支援機関、支援機関、支援機関、支援機関、支援機関、大力、促進等連進、化)、促進者能力、促進者能力、開発費、地域を対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	別に定める経費	予算に定める 額以内	きた企業活性化センター		事業完了後15 日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	
知的財産有効 活用事業補助 金	県内企業による知的財産権の有効 活用を促進するため、国の委託を 受けて設置される知財総合支援窓 口の活動を支援する。	知的財産有効活用事業	左記事業に要する報償 費、旅費、需用費、役 務費、使用料及び賃借 料、負担金、その他知 事が必要と認めるもの	額以内	公益財団法人あ きた企業活性化 センター		事業完了後15 日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	地域産業振興課

補助金等の 名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率 又は額	補助事業者	申請書提 出期限	実績書及び精算 書提出期限	申請書等提出先
伝統的工芸品	産地等又は事業者が行う新たな販路開拓・新商品開発・後継者確保育成・原材料確保をはじめとした伝統的工芸品等産業の魅力創出や技術の継承を目的とする取組に対して支援を行う。	伝統的工芸品 品開発支援支援 等支援事業 事業		補助対象経費 の2/3以内か つ70万円以内 (複数事業を 実施した場合 の補助限度額 合計は100万 円以内)		別に定め る日	事業完了後15 日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	地域産業振興課
				補助対象経費 の2/3以内か つ40万円以内 (複数事業を 実施した場合 の補助限度額 合計は100万 円以内)				
活用促進事業 費補助金	県内製造業を対象に、産業デザイン、マーケティング等についての専門的な助言、指導及び普及啓発等を行う人員を配置する。		左記事業に要する人件 費、共済費、報償費、 旅費、需用費、役務 費、使用料及び賃借 料、その他知事が必要 と認めるもの	額以内	きた企業活性化センター		事業完了後15 日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	
工芸品海外市 場マッチング 事業費補助金	他県有名工芸品との共同PRによる知名度アップ及び本県伝統的工芸品のブランドカアップローチで図るため、イタリアミラノデザで図るため、イタリアミラノデザでは毎年4月に開催されるミラノデザびもいれている。では、大大のでは、大大のでは、大大のでは、大大のでは、大大のでは、大大のでは、大大のでは、大大のでは、大大のでは、大大のでは、大大のでは、大大のでは、大大のでは、大大の大力をでは、大大の大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をは、大力をでは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力をは、大力を	マッチング事業	費、需用費、使用料及 び賃借料、負担金、そ の他知事が必要と認め るもの	額以内	公益財団法人あ きた企業活性化 センター		日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	
上支援事業費補助金	県内企業 (製造業) の生産性向上を図り、発注企業が求める高品質・低コスト・短納期に応えられる生産工程を作り上げるため、生産現場のカイゼンについて指導及び助言を実施するとともに、企業の自主的な改善活動や生産性向上の取組を支援する。	企業生産性向上支援事業	左記事業に要する報償費、旅費、需用費、使用料及び負担金、その他知事が必要と認めるもの		公益財団法人あ きた企業活性化 センター	4月1日	事業完了後15 日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	地域産業振興課

補助金等の 名称	補助金等の交付目的	補助事業等の種類	対象経費	補助金等の率 又は額	補助事業者	申請書提出期限	実績書及び精算 書提出期限	申請書等提出先
ものづくり革 新総合支援事	新規性・革新性の高い取組や積極 的な生産性改善の取組により、競 争力の強化を図ろうとする意欲的 な事業者を支援し、付加価値額の			補助対象経費 の1/3以内か つ30万円~ 800万円	企業	別に定め る日	事業完了後15 日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	
	更なる向上や創出を促す。	(省エネ生産設備更新型)		の2/3以内か つ200万円~ 1,000万円	別に定める対象 企業	る日	日以内又は2月 28日のいずれ か早い日	
カンパニー創 出支援事業費 補助金	生産性向上による賃金水準の向上 や企業価値の向上に資する取組を 支援し、地域経済を牽引するリー ディングカンパニーを創出する。	支援事業		の1/2かつ 1, 500万円	別に定める対象 企業	る日	事業完了後15 日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	
ショナル人材 活用促進事業 費補助金	県内企業がプロフェッショナル人 材戦略拠点を通じ、人材を受け入 れた場合に、受入企業が負担した 紹介手数料の一部を助成する。	促進事業	別に定める経費	の1/2以内、 かつ通常枠50 万円以内、D X人材枠100 万円以内	別に定める対象 企業	る日	日以内又は3月 15日のいずれ か早い日	
材活用促進事業費補助金	県内企業がプロフェッショナル人 材戦略拠点を通じ、大企業等から 副業や兼業の形式で人材を受け入 れる場合に、受入企業が負担した 紹介手数料及び移動経費の一部を 助成する。			の1/2以内、 かつ通常枠15 万円以内、D X人材枠30万 円以内(初回 利用枠は、 も 数/10以内かつ 50万円以内)	別に定める対象企業	る日 -	日以内又は3月 10日のいずれ か早い日	
ロケット秋田 県大会支援補 助金	秋田県の教育資源を有効に活用 し、宇宙関連分野をはじめとした 科学技術の振興及び普及啓発や、 人材育成を図る。			額以内	中学生モデルロ ケット秋田県大 会実行委員会	る日	日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	
コーディネート促進事業費補助金	シーズのマッチングによる新技 術・新製品開発を支援するため、 産学官連携に対応する産学官連携 コーディネーターを配置する。		費、共済費、報償費、 旅費、需用費、役務 費、使用料及び賃借 料、負担金、その他知 事が必要と認めるもの	額以内	公益財団法人あ きた企業活性化 センター		事業完了後15日 以内又は3月31 日のいずれか早 い日	
保·定着環境 整備支援事業	県内中小企業の中核となる人材の 確保及び定着を図るため、企業の 革新や経営の高度化に向けた環境 整備等の取組を支援する。	中核人材確保・定着環境整備 支援事業			別に定める対象 企業	る日	事業完了後15 日以内又は3月 31日のいずれ か早い日	地域産業振興課

補助金等の 名称	補助金等の交付目的	補助事業	等の種類	対象経費	補助金等の率 又は額	補助事業者	申請書提 出期限	実績書及び精算 書提出期限	申請書等提出先
	令和7年度に秋田県を会場に開催 される「東北地方発明表彰」の式	知的財産有効活	5用事業		予算に定める 額以内	秋田県発明協会	別に定め る日	事業完了後15 日以内又は3月	地域産業振興課
	典等の経費の一部を助成する。				領以內			3 1日のいずれ	
47/44 TER 11 / 6	************** **********************	+ 女、女 4 44.77	ᅲᄱᇮᆠᅜᆂ	미니 다 나 기 / 2 #	 → □ → ↓ ← ↔ →	ᄜᅩᄼᄔᄀᆚᄼ		か早い日	
		輸送機産業好 循環サイクル				別に定める対象 企業等	別に定める日	事業完了後15 日以内又は2月	
	カー等との新規受注や取引拡大を		未		071/2以内	止未守		末日のいずれか	
	図るため、研究開発に対して支援	尼 是手术						早い日	_
	する。							•	
	輸送機産業のTier1企業(一		パワーアップ設			別に定める対象		事業完了後15	
	次サプライヤー)、大手重エメー		備導入支援事業		の1/3以内	企業	る日	日以内又は2月	
	カー等との新規受注や取引拡大を							末日のいずれか	室
	図るため、設備導入に対して支援							早い日	
補助金	する。								

補助金等交付の条件を別で定める補助金等

補助金等の名称

副業·兼業人材活用促進事業費補助金

別表第3

概算払(前金払)することができる補助金等

補助金等の名称	補助事業等の種類	補助事業者	概算払いする率又は額
輸送機産業高度支援人材配置 事業費補助金	輸送機産業強化支援事業	公益財団法人あき た企業活性化セン ター	交付決定額の10/10以内
マッチングコーディネーター配置事業費補助金	マッチングコーディネーター配置支援事業	公益財団法人あき た企業活性化セン ター	交付決定額の10/10以内
企業相談事業補助金	企業相談事業	公益財団法人あき た企業活性化セン ター	交付決定額の10/10以内
販路拡大支援事業補助金	販路拡大支援事業	公益財団法人あき た企業活性化セン ター	交付決定額の10/10以内
中小企業支援機関活動費補助金	中小企業支援機関活動補助事業	公益財団法人あき た企業活性化セン ター	交付決定額の10/10以内
知的財産有効活用事業補助金	知的財産有効活用事業	公益財団法人あき た企業活性化セン ター	交付決定額の10/10以内
新時代対応型伝統的工芸品等 支援事業費補助金	新時代対応型伝統的工芸品等 支援事業	産地等、事業者	交付決定額の10/10以内
産業デザイン活用促進事業費 補助金	産業デザイン活用促進事業	公益財団法人あき た企業活性化セン ター	交付決定額の10/10以内
あきたの伝統工芸品海外市場 マッチング事業費補助金	あきたの伝統工芸品海外市場 マッチング事業	公益財団法人あき た企業活性化セン ター	交付決定額の10/10以内
事業化プロデュース事業費補 助金	事業化プロデュース事業	公益財団法人あき た企業活性化セン ター	交付決定額の10/10以内
企業生産性向上支援事業費補 助金	企業生産生産性向上支援事業	公益財団法人あき た企業活性化セン ター	交付決定額の10/10以内
産学官共同電動化システム研 究開発事業費補助金	産学官共同電動化システム研 究開発事業	別に定める対象団体	交付決定額の10/10以内
中学生モデルロケット秋田県大 会支援補助金	イノベーター育成事業	中学生モデルロケット秋田県大会実行委 員会	交付決定額の10/10以内
産学官連携コーディネート促進 事業費補助金	産学官連携コーディネート促進 事業	公益財団法人あき た企業活性化セン ター	交付決定額の10/10以内
東北地方発明表彰開催支援補 助金	知的財産有効活用事業	秋田県発明協会	交付決定額の10/10以内

処分制限財産の指定

VC 23 (6.31874.1977 - A.31977						
補助金等の名称	財産の区分	対象	制限期間			
販路拡大支援事業補助金	取得原価又は効用の増加価格が 50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、 構築物、無形財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間(制限期間が10年を超える対象については、10年を限度とする)			
中小企業支援機関活動費補助金	取得原価又は効用の増加価格が 50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、 構築物、無形財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間(制限期間が10年を超える対象については、10年を限度とする)			
知的財産有効活用事業補助金	取得原価又は効用の増加価格が 50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、構築物、無形財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間(制限期間が10年を超える対象については、10年を限度とする)			
新時代対応型伝統的工芸品等支援事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が 50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、 構築物、無形財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間(制限期間が10年を超える対象については、10年を限度とする)			
ものづくり革新総合支援事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が 50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、 構築物、無形財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間(制限期間が10年を超える対象については、10年を限度とする)			
産学官共同電動化システム研究開発事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が 50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、 構築物、無形財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間(制限期間が10年を超える対象については、10年を限度とする)			
リーディングカンパニー創出支援事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が 50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、 構築物、無形財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間(制限期間が10年を超える対象については、10年を限度とする)			
中核人材確保·定着環境整備支援事業費補助金	取得原価又は効用の増加価格が 50万円以上の財産	設備、機械器具、装置、 構築物、無形財産	減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年3月31日大蔵省令第15号)に定める期間(制限期間が10年を超える対象については、10年を限度とする)			

手続の一部を省略できる補助金等

補助金等の名称	手続きを省略できる書類
プロフェッショナル人材活用促進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
中学生モデルロケット秋田県大会支援補助金	補助事業等遂行状況報告書
副業·兼業人材活用促進事業費補助金	補助事業等遂行状況報告書
ものづくり革新総合支援事業費補助金(省エネ 生産設備更新型)	補助事業等遂行状況報告書
東北地方発明表彰開催支援補助金	補助事業等遂行状況報告書

補助金等交付申請書 年 月 日 秋田県知事 宛 住 所 氏 名 年度において、次のとおり補助金等を交付されるよう申請します。 1 補助金等の名称

2 補助金等申請額 円

3 補助事業等の実施期間 年 月 日~ 年 月 日

注 補助事業等の実施計画書及び収支予算書は、別紙により添付のこと。

事業実施計画書

1. 事業計画

事業名	事業期間	事業内容(具体的に)

2. 経費配分 (単位:円)

事業名	目・節	総事業費	補助対象	補助金等	備考
			事業費	申請額	(積算内訳)
計					

収 支 予 算 書

収入の部 (単位:円)

	本年度	前年度	差引増減		
区分	予算額	予算額	増	減	摘要
計					

支出の部 (単位:円)

	本年度	前年度	差引増減		
区分	予算額	予算額	増	減	摘要
計					

	交付条件	等変更	承認	申請書			
					年	月	目
秋田県知事	宛						
		住	所				
		氏	名				
年 月 交付条件等について	日付け指令						
1 補助金等の)名称						
2 補助金等涉	六定額 _			<u>円</u>			
3 補助金等変更申	ヲ請額 _			<u>円</u>			
4 変更を受けたい	/理由						

注 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を 準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

補助事業等中止 (廃止) 承認申請書

年	月	F

秋田県知事宛

住 所

氏 名

年 月 日付け指令 - で交付決定を受けた補助事業等を中止(廃止)したいので、承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 3 中止 (廃止) する部分
- 4 中止 (廃止) する理由

補助事業等変更承認申請書

年 月 日

地域産業振興課長 宛

(輸送機産業振興室長)

住 所

氏 名

年 月 日付け指令 - で交付決定を受けた補助事業等について、次のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 変 更 の 理 由
- 3 変 更 の 内 容

注 変更事業計画及び変更経費は別紙により添付し、様式は補助金等交付申請書を 準用し、当初計画と変更計画を明確に区分して記載すること。

補助事業等変更承認書

地産(輸送) -

年 月 日

補助事業者 様

地域産業振興課長 印

(輸送機産業振興室長)

年 月 日付け指令 - をもって通知した補助金(負担金、交付金、利子補給金)について、次のとおり変更することに決定しましたので、秋田県産業労働部地域産業振興課関係補助金等交付要綱第3の規定により通知します。

- 1 変更する補助金等の名称
- 2 変 更 の 理 由
- 3 変 更 の 内 容
- 4 変更による新たな条件

注 不要部分は省略することができる。

1-1- 1-1-	十分不	~ ~ + +	+ = (.41	$\Pi + + + + + + + + + + + + + + + + + + +$
κ HI Π Π	生 关 3	いい シェスト シェスティ とうしゅう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょ	ᅜᄼᄁᆔᇴ	Ե╧
コカ・ツノ	T	ナラマルじょ	ひくひしゃ	

年	月	
+-	月	

秋田県知事	宛
TO THE TO THE T	76

住所

氏名

年 月 日付け指令 - によって交付決定を受けた補助 事業等が実施期間内に完了(遂行)が困難となったので指示されるよう報告し ます。

- 1 補助金等の名称
- 3 指示を受ける内容
- 4 指示を受ける理由 (事業遂行状況)

#助事業者 様 秋田県知事 印 年 月 日付けで申請のあった補助金(負担金、交付金、利子補給金)の交付については、次のとおり交付することに決定しましたので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。							
#助事業者 様 秋田県知事 印 年 月 日付けで申請のあった補助金(負担金、交付金、利子補給金)の交付については、次のとおり交付することに決定しましたので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。 1 補助金等決定額 内 訳 (単位:円) 補助対象 総事業費 補助金等決定額 自己負担		補助金	等交付決定	通知書			
#助事業者 様 秋田県知事 印 年 月 日付けで申請のあった補助金(負担金、交付金、利子補給金)の交付については、次のとおり交付することに決定しましたので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。 1 補助金等決定額 内 訳 (単位:円) 補助対象 総事業費 補助金等決定額 自己負担				指令)地産	(輸送)	_
秋田県知事 印 年 月 日付けで申請のあった補助金(負担金、交付金、利子補給金)の交付については、次のとおり交付することに決定しましたので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。 1 補助金等決定額 円 内 訳 (単位:円) 補助対象 総事業費 補助金等決定額 自己負担					年	月	日
年 月 日付けで申請のあった補助金(負担金、交付金、利子補給金)の交付については、次のとおり交付することに決定しましたので、秋日県財務規則第250条の規定により通知します。 1 補助金等決定額 円 内 訳 (単位:円) 補助対象 総事業費 補助金等決定額 自己負担	補助事業者	様					
合金)の交付については、次のとおり交付することに決定しましたので、秋田県財務規則第250条の規定により通知します。 1 補助金等決定額 円 内 訳 (単位:円) 補助対象 総事業費 補助金等決定額 自己負担			秋田県知	事		印	
内 訳 (単位:円) 補助対象 総事業費 補助金等決定額 自己負担	合金)の交付	については、次の	のとおり交付する	らことに決定しま			
補助対象総事業費補助金等決定額自己負担	1 補助金等	決定額		<u>円</u>			
	内 訳				(単位:円)
事業国庫県費	補助対象	総事業費	補助金領	等決定額	自	己負担	
	事 業		国 庫	県 費			

補助金等交付決定変更(取消)書

指令地産(輸送)-

年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事

囙

年 月 日指令 - をもって通知した補助金(負担金、交付金、利子補給金)の交付決定を次のとおり変更(取消し)することに決定しましたので、秋田県財務規則(第252条、第256条)の規定により通知します。

- 1 変更(取消し)する補助金等の名称
- 2 変 更(取消し)の 内 容
- 3 変 更(取消し)の 理 由
- 4 変更(取消し)による新たな条件

補助金等決定額 (単位:円)

	項目	総事業費	補助金等		内	訳
				国	庫	県
変						
更						
前						
変						
更						
後						

注 不要部分は省略することができる。

額の確定による変更にあっては、根拠条項を第256条とする。

式第11号								
	補	助事業等	等遂行状	沈報告				
						年	月	日
秋田県知事		宛						
			住原	近				
			氏生					
年 補助事業の第	月				等交付沒	央定通	知のあ	った
	等の名称	, v > С 43 у		7 0				
2 補助金領	等決定額				<u>円</u>			
3 実施 #	犬 況							
							(単位:	円)

補助			補助金等			
事業名	事業量	事業費	決定(受	進捗率	事業年月日	備考
			領)額			
	【年間計画	î]		%	【着手】	
	【 月 日現在実施状況】				【完了予定】	

** *>,*	<u>*</u>								
		補助事業	業等実施	績報台	告書				
							年	月	日
秋日	田県知事	宛							
			住	所					
			氏	名					
·	浦助事業等が終了		の実績を	を次のと	とおり幸	服告しる	ます。		
1	補助金等の)名称							
2	補助金等決	: 定 額				円			
3	補助金等実	差績 額				<u>円</u>			
4	差引增減	額				<u>円</u>			
5	交付決定年	: 月 日		年	月	日			
6	交付決定通知書	指令番号	指令地	也産ー					
7	補助事業等終了	年月日		年	月	日			

注 補助事業等の事業実績書及び収支精算書は別紙により添付のこと。

事業実績書

1. 事業計画

事業名	事業期間	事業内容(具体的に)

2. 経費配分 (単位:円)

事業名	目・節	総事業費	補助対象	補助金等	備考
			事業費	所 要 額	(積算内訳)
計					

収 支 精 算 書

収入の部 (単位:円)

	本年度	本年度	差引増減		
区分	決算額	予算額	増	減	摘要
計					
H 1					

支出の部 (単位:円)

	本年度	本年度	差引増減		
区分	決算額	予算額	増	減	摘要
計					

	補助金等概算技	仏(前金払)	申請書			
				年	月	日
秋田県知事	宛					
		住所				
		氏 名				
		ν ·μ				
	月 日付け指令場 補助金等交付の決定 から、補助金等の概算	它の内容及び補	助等の条件に	に従い	事業を	
1 補助金	等の名称					
2 事業完了 ⁻	予定年月日	年	月 日			
3 補助金	等 決 定 額		<u>円</u>			
4 既 受 针	頂 額		<u>円</u>			
5 今 回 🏗	請 求 額		<u>円</u>			
6 概算(前金	金)払申請理由					

取得財産目的外処分承認申請書

年 月 日

秋田県知事宛

住 所

氏 名

補助事業等により取得(効用の増加)した財産を、次のとおり、目的外に処分することについて承認されるよう申請します。

- 1 補助金等の名称
- 2 補助事業等実施年度
- 3 財産の制限期間 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 目的外処分の内容及び理由

注 4の目的外処分の内容及び理由については、補助金交付の目的に反して使用・ 譲渡・交換・貸付の場合に分けて記載すること。

補助事業で取得した施設等の増改築(模様替え)届

年 月 日

秋田県知事

住 所

氏 名

年度において、 事業で取得又は効用が増加した施設等を増 (改) 築(模様替え)したいので、次のとおり届け出ます。

- 1 増改築等(模様替え)の理由
- 2 増改築等(模様替え)に係る施設等の概要

宛

- (1) 施設等の所在地
- (2) 施設等の構造、規格、規模等
- (3) 事業費(全体)

補助金

その他の負担額

(4)取得年月日 年 月 日

- 3 増改築の概要
 - (1) 増築(模様替え) 施設等
 - (2) 増改築等に係る事業費 千円
 - (3)工期 着工予定時期 年 月 日

完成予定時期 年 月 日

- (4) 増築(模様替え)等の効果
- 注 [添付書類] 1 建物平面図及び側面図、増設配置図並びに見積書
 - 2 現況写真
 - 3 その他知事が必要と認める書類